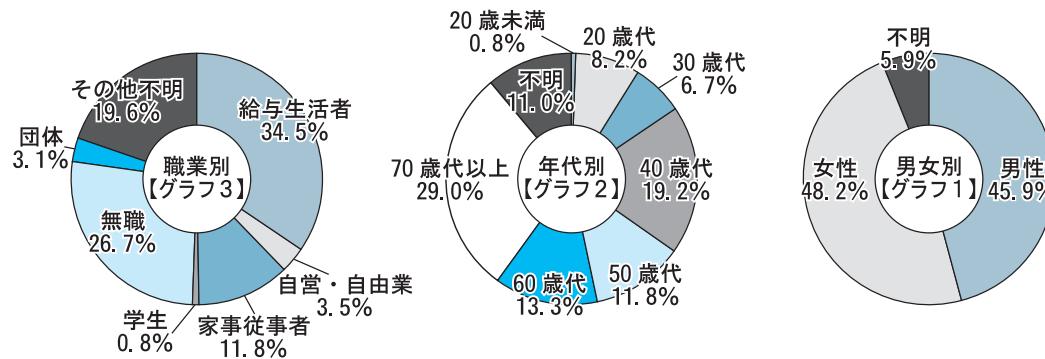


■平成28年度に寄せられた消費生活相談の割合



職業別では、給与所得者が88件(34.5%)、無職が68件(26.7%)、家事従事者が30件(11.8%)となっています【グラフ3】。

相談の内容は、年代を問わずインターネットに関する相

談が最も多くなっています。急増したのは、70歳以上の相談者に多かった還付金詐欺の相談でした。

相談などは、次の日時・場所で受け付けていますので、お気軽にご利用ください。



記があり、このままでは裁判になる」と言われた。自分は登録した覚えはない。

【対応策】

身に覚えのない請求や不当な請求は無視しましょう。手と連絡を取ることで、自分の住所や名前などの個人情報を教えることになり、執拗な詐欺が疑われる場合には、メールなどを保存して、警察に情報を提供しましょう。

【事例2】インターネット接続

スマートフォンに有料サイトの未払い料金があるというSMSメールが届いた。「至急連絡するように」との表記があつたので、電話をしたところ、「アダルトサイトに会員登録されているから乗り換えないと料金が高くなるから乗り換えないといか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従い、パソコンでプロバイダのホームページを開くと、遠隔操作でプ



契約しているプロバイダより、必ず安くなるから乗り換えないといか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従い、パソコンでプロバイダのホームページを開くと、遠隔操作でプ

【事例3】電力小売全面自由化

お客様番号や供給地点特定番号など、検針票に記載されている情報は、電気の供給者が変更の際の本人確認に利用されることがある重要な情報です。不審な問い合わせに対してもやみに回答しないなど、情報の取り扱いには十分注意しましょう。

(5) 広報大船渡 30.3.5(No.1122)

▷問い合わせ=市役所 0192②3111

困った!! と思ったら、

大船渡市消費生活センターにご相談ください

にご相談ください

▽問い合わせ先=大船渡市消費生活センター(内線134)

近年、スマートフォンの普及により、インターネットを通じて身近な存在になりました。それに伴い、インターネット通販やサービスなどを簡単に購入することができるようになつた反面、トラブルに巻き込まれるケースが増えてい

また、電力の小売自由化やインターネット回線における光コラボレーションモデル(光回線の卸売り)などでも、サービス内容や料金体系の複雑化に伴つたトラブルが増えています。

市では、このような消費生活に関するトラブルについての相談や苦情などを受け付け、市民の皆さん安心して豊かな生活を送れるよう、「大船渡市消費生活センター」を開設しています。



本号では、大船渡市消費生活センターの業務内容などについて紹介します。

▽受付日時=毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
※祝日、年末年始を除く

▽場所=市役所本庁1階生協売店奥

ロバイダの変更が行われた。変更後、これまで契約しているプロバイダの料金を確認すると、新しい契約先の方が高額になることが分かつた。解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には、違約金が必要」と言われた。

【対応策】

契約する事業者名を必ず確認し、契約前に書面の交付を求め、サービス内容や利用料をしっかりと確認しましょう。契約内容がよく分からなければ、電話口では承諾しないでください。書面の交付を拒む事業者とは契約しないようになります。

また、プロバイダを変更すると、従前のプロバイダへの解約費用が発生する場合があります。「今より料金が安くなくなる」ことだけにとらわれず、自分の利用環境や目的を考慮し、十分に検討した上で契約することが大切です。

契約後、一定期間内であればクーリング・オフ制度に準じた「初期契約解除制度」により、解約が可能な場合があります。

【事例3】電力小売全面自由化

電話があつた。現在の電気料金などを確認したいと言われ、聞かれたままに利用中の電力会社の検針票に書かれたお客様番号などの契約内容を答えてしまつた。その後、電話が現在契約している電力会社からではないことが分かり、心配になつた。

【対応策】

お客様番号や供給地点特定番号など、検針票に記載されている情報は、電気の供給者が変更の際の本人確認に利用されることがある重要な情報です。不審な問い合わせに対してもやみに回答しないなど、情報の取り扱いには十分注意しましょう。

1 相談・苦情受け付け

2 啓発活動

3 情報提供

悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、相談内容や各種情報の提供を行っています。また、必要に応じてあせんなどを行こともあります。

市内に悪質な訪問販売業者が来たときや、特殊詐欺の電話が多数かかってきた場合は、防災行政無線などで注意を呼びかけられています。

び掛けています。

また、地域や企業などの各種学習会・研修会に無料で講師を派遣する「消費生活出前講座」も行っています。

消費者が安全・安心に暮らせるよう、必要な情報を収集し、広報おおふなどに隔月で「消費生活情報」を掲載しています。

債務整理方法や悪徳商法に対する注意点など、さまざまな情報提供を行っています。